

## 吹田市総合計画審議会について

- ・ 吹田市総合計画審議会委員名簿 1 ページ
- ・ 吹田市総合計画審議会規則 3 ページ
- ・ 吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針 7 ページ
- ・ 吹田市総合計画審議会の傍聴に関する取扱い基準 1 1 ページ
- ・ 吹田市総合計画審議会の運営について 1 3 ページ

## 吹田市総合計画審議会委員名簿

(選出区分毎の五十音順・敬称略)

No.	氏名	選出区分	略歴
1	あだち よしみ 足立 泰美	学識経験者 1号	甲南大学 経済学部 准教授
2	いもと ますみ 井元 真澄	学識経験者 1号	梅花女子大学 心理こども学部 教授
3	おさき まさひこ 尾崎 雅彦	学識経験者 1号	大和大学 政治経済学部 教授
4	かが あつこ 加賀 有津子	学識経験者 1号	大阪大学 大学院 工学研究科 教授
5	きしもと みさ子 岸本 みさ子	学識経験者 1号	千里金蘭大学 生活科学部 講師
6	きたむら わたる 北村 亘	学識経験者 1号	大阪大学 大学院 法学研究科 教授
7	しま よしのぶ 島 善信	学識経験者 1号	大阪教育大学 教職教育研究センター 特任教授
8	たかはし ともゆき 高橋 智幸	学識経験者 1号	関西大学 社会安全学部 教授
9	おかもと ともこ 岡本 智子	市民 2号	公募市民
10	はやし きょうすけ 林 享佑	市民 2号	公募市民
11	みずき ちよみ 水木 千代美	市民 2号	公募市民
12	よこやま りゅうた 横山 竜大	市民 2号	公募市民
13	かめたに たけし 亀谷 拓治	市内の公共的団体等の代表者 3号	吹田市自治会連合協議会 副会長
14	しもや あきのぶ 下谷 明伸	市内の公共的団体等の代表者 3号	吹田市PTA協議会 会長
15	てらにし のぶあき 寺西 信昭	市内の公共的団体等の代表者 3号	アジェンダ21すいた 会員
16	なぐも としこ 南雲 稔子	市内の公共的団体等の代表者 3号	吹田市社会体育団体連絡会 副会長
17	ほった みのも 堀田 稔	市内の公共的団体等の代表者 3号	吹田商工会議所 副会頭
18	みさき おさむ 御前 治	市内の公共的団体等の代表者 3号	一般社団法人 吹田市医師会 副会長
19	ゆき みつお 由佐 満雄	市内の公共的団体等の代表者 3号	社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会 会長
20	よしだ しんじ 吉田 真治	関係行政機関の職員 4号	大阪府政策企画部企画室 室長

※選出区分の号は、吹田市総合計画審議会規則第3条第2号の各号による。

改正

昭和42年9月1日規則第37号  
昭和52年4月1日規則第19号  
昭和52年10月10日規則第43号  
昭和53年2月1日規則第3号  
昭和55年5月2日規則第24号  
昭和60年6月10日規則第36号  
平成元年1月20日規則第4号  
平成4年5月20日規則第22号  
平成4年11月17日規則第50号  
平成10年4月20日規則第27号  
平成12年4月17日規則第35号  
平成15年7月31日規則第36号  
平成19年11月9日規則第73号  
平成24年3月30日規則第33号  
平成24年6月1日規則第47号  
平成28年3月31日規則第24号

吹田市総合計画審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

**第2条** 審議会は、吹田市総合計画について、市長の諮問に応じ審議し、答申するものとする。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 市内の公共的団体等の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

**第4条** 委員の任期は、当該諮問に係る必要な調査審議を終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

4 会長は、会議における審議の参考に供するため必要と認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(部会)

**第7条** 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

5 会長は、必要に応じて各部会の調整をはかるため部会の合同会議又は部会長会議を開催することができる。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(以下省略)

**附 則** (昭和42年 9 月 1 日規則第37号)

(施行期日)

- 第 1 条** この規則は、公布の日から施行する。

(以下省略)

**附 則** (昭和52年 4 月 1 日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和52年10月10日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和53年 2 月 1 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和55年 5 月 2 日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和60年 6 月10日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成元年 1 月20日規則第 4 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(以下省略)

**附 則** (平成 4 年 5 月20日規則第22号)

この規則は、平成 4 年 6 月22日から施行する。

**附 則** (平成 4 年11月17日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成10年 4 月20日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成12年 4 月17日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成15年7月31日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年11月9日規則第73号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年11月12日から施行する。（ただし書省略）

（以下省略）

**附 則**（平成24年3月30日規則第33号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年6月1日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年3月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

# 吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針

制定 平成12年 3月 8日

改正 平成28年 3月31日

## 1 目的

この指針は、審議会等の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、公正を確保するとともに、透明性の向上を図り、あわせて吹田市自治基本条例（平成18年吹田市条例第34号）の趣旨を踏まえ、市民の市政への参画の推進に寄与することを目的とする。

## 2 定義

この指針において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市民、学識経験者等で構成され、市の事務について調停、審査、審議、調査等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により市長の下に設置された附属機関
- (2) 市民、学識経験者等で構成され、市の事務について意見又は助言等を聴取するため、要領等により市に設置された懇談会

## 3 審議会等の設置

審議会等を新たに設置しようとするときは、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 法律により設置が義務付けられているものを除き、既存の審議会等の活用、その他行政手段により目的が達成できないか十分検討すること。
- (2) 審議会等を設置する際は、事前に行政経営部企画財政室と協議すること。
- (3) 懇談会については、附属機関との誤解を生じることがないように、次に掲げる事項に留意すること。

ア 所掌事項について、調査、審議等を行い、組織体として意見を集約して市長へ答申等を行うものとしないうこと。

イ 定足数、議決方法を定めないうこと。

ウ 法令等に定めのあるものを除き、原則として審査会、審議会、調査会又は委員会の名称を用いないうこととし、懇談会、研究会、会議等の名称を用いること。

## 4 審議会等の統廃合

既に設置されている審議会等について、次に掲げる基準に該当する場合は、廃止又は統合を検討する。

(1) 廃止基準

ア 設置の必要性が低下しているもの。

イ 設置の目的が達成されたもの。

(2) 統合基準

ア 設置目的及び所掌事項が他の審議会等と類似し、又は重複しているもの。

イ 統合により効率的な審議等が可能となるもの。

5 委員の選任

審議会等の委員の選任は、当該審議会等の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的を踏まえ、広く各界各層から選任することとし、次の事項に留意する。

(1) 委員数は、審議会等の効率的な運営の確保を図ることができる適正な人数とすること。

(2) 公募による委員（以下「公募委員」という。）を積極的に選任し、市民が参画する機会の保障に努めなければならない。

ただし、次に掲げる審議会等で、会議の運営に支障があると認められる場合は公募しないことができる。

ア 行政処分に関する事項を取り扱う審議会等

イ その他公募が適当でないと認められる審議会等

(3) 委員の選任においては、積極的に女性の参画を進めること。

(4) 本市の職員（特別職及び非常勤職員を除く。以下同じ。）は、法令等に定めのある場合又はその他特別の事由がある場合を除き、委員に選任しないものとする。

(5) 同一人を多数の審議会等に選任することのないよう、委員の兼任の防止に努めること。

(6) 同一委員の在任期間が、長期に継続することのないよう、その回避に努めること。

(7) 附属機関の委員を委嘱する際は、委嘱状を交付し、懇談会の委員を選任する際は、一般文書により選任を通知すること。

6 公募委員の選任

(1) 審議会等の委員定数のうち、あらかじめ公募委員の枠の設定に努める。

(2) 公募委員に応募できる者は、原則として、応募日現在において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

ア 市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者



イ 本市の審議会等の委員となっていない者

- (3) 公募委員の募集に関し必要な情報は、市報、市ホームページその他の広報媒体の活用により、広く市民への提供を図る。
- (4) 公募委員の選任は、作文や面接等により行うこととし、選考基準を定め、公正、適正な選考を行うこと

## 7 委員報酬等

- (1) 附属機関の委員は特別職の非常勤職員であるため、報酬を支給するものとする。
- (2) 懇談会の委員は職員として位置付けられないため、会議出席の謝礼を支払う場合は、報償費で支出するものとする。

## 8 会議の招集

審議会等の会議は、次に掲げる事項に留意して招集する。

- (1) 附属機関の会議は、附属機関の長が招集する。
- (2) 懇談会の会議は、市長等が招集する。

## 9 会議の公開

審議会等の会議は、原則として公開する。

ただし、審議会等の会議が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがあるとき。
- (2) 吹田市情報公開条例（平成14年吹田市条例第10号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に掲げる公開しないことができる情報又は公開することができない情報を取り扱うとき。
- (3) 会議を公開することにより会議の目的を失わせ、公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるとき。

## 10 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議は、何人も傍聴することができる。
- (2) 審議会等は、公開で行う会議については、会場に傍聴席を設け傍聴を認める。

なお、附属機関の長又は懇談会を所管する部長は、会議を円滑に運営するため、傍聴にかかる遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めなければならない。

- (3) 審議会等は、可能な限り、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

#### 1 1 会議開催の周知

- (1) 審議会等の会議の開催は、原則として公開、非公開にかかわらず、当該会議開催日の1週間前までに所定の方法により公表する。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。
- (2) 審議会等は、必要に応じ、報道機関への情報提供やその他の広報手段により、会議の開催について周知するよう努める。

#### 1 2 会議録等の作成

- (1) 審議会等は、公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録又は議事の要旨等（以下「会議録等」という。）を作成しなければならない。
- (2) 会議録等は、その写しを所定の場所で保管して市民の閲覧に供する。
- (3) 会議録において情報公開条例第7条各号に該当する公開しないことができる情報又は公開することができない情報が記録されている場合は、審議会等は会議録等の写しからその記録を削除することができる。

#### 1 3 その他

市長は、市民が審議会等の運営状況について知ることができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

## 吹田市総合計画審議会の傍聴に関する取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、吹田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 審議会を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴受付簿に記入しなければならない。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、審議会の開始時刻の15分前から開始時刻まで行う。

(傍聴人の定員)

第4条 会長は、審議会の開催場所の規模等により審議会を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の数を制限することができる。

2 傍聴希望者が前項に規定する員数を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 審議会の進行の妨げとなるような行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの基準に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、審議会の運営上、傍聴に関し必要な事項が生じたときは、会長が定める。

附 則

この基準は、平成15年11月13日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年11月16日から施行する。

## 吹田市総合計画審議会の運営について

吹田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する事項のうち、「吹田市総合計画審議会規則」（以下「規則」という。）及び「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針」に定めのない事項については、下記のとおり取扱うこととします。

### 記

#### 1 審議会の会議録等の公表について

- ・ 審議会の会議録は、氏名を表示せず、内容は議事要旨とします。また、出席委員全員の確認を得た上で、資料とともにホームページ等で公表します。

#### 2 審議会の傍聴について

- ・ 審議会の傍聴に関する事項を、「吹田市総合計画審議会の傍聴に関する取扱い基準」のとおり定めています。

#### 3 部会の設置について

- ・ 吹田市総合計画審議会規則第7条の規定に基づき、本審議会に「部会」を設置します。